

○曾於市民プール施設の管理に関する条例施行規則

平成17年 7 月 1 日

規則第157号

(趣旨)

第1条 この規則は、曾於市末吉新地公園プール施設の管理に関する条例（平成17年曾於市条例第215号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(専用利用許可の申請)

第2条 条例第10条第1項の規定により、専用利用の許可を受けようとする者は、曾於市民プール利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 団体専用利用の場合は、プール利用事故防止のため、利用申込責任者で監視員等を置き、安全対策に努めなければならない。

(専用利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の申請書を受理したときは、条例及び規則に基づき適当と認めたときは、これを許可し、曾於市民プール利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の利用許可は、申請の順序による。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(個人利用の許可)

第4条 個人利用の許可は、条例で定める施設利用料の区分により、自動券売機若しくは指定管理者よりプール利用券又は回数券を購入したときとする。

(利用許可の変更及び取消し)

第5条 プールの利用者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、曾於市民プール利用許可変更・取消申請書（様式第3号。以下「変更・取消申請書」という。）に許可証を添えて速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の変更・取消申請書を受理したときは、これを許可し、曾於市民プール利用許可変更・取消許可書（様式第4号）を利用者に交付する。

(利用料の減免)

第6条 条例第11条に規定する利用料の減免は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催して利用する場合は、全額免除することがで

きる。

(2) 市又は教育委員会が後援して利用する場合は、2分の1以内の額を減額し、又は免除することができる。

(3) その他市長が公益上特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする者は、曾於市民プール利用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（利用者の守るべき事項）

第7条 利用者は、条例で定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 利用許可以外の設備、備品を利用しないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を利用しないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食、喫煙をしないこと。

(4) 利用時間を厳守すること。

(5) 利用後は、清掃及び整理整頓に努めること。

(6) その他係員が指示すること。

（販売行為等の禁止）

第8条 プールの施設内において、指定管理者の許可なく売店の設備をしたり、販売行為をしてはならない。

（事故による補償等）

第9条 プールの利用者が利用中に利用者の過失による事故が発生した場合は、市及び指定管理者は責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の末吉町新地公園のプール施設の管理に関する条例施行規則（平成6年末吉町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月27日規則第204号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の曾於市末吉新地公園プール施設の管理に関する条例施行規則（平成17年曾於市規則第157号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
曾於市民プール利用許可申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
責任者 _____ 印
電 話 (—)

下記のとおりプールの利用許可を申請します。
なお、利用に際しましては、関係条例、規則及びこれらに基づく指示に従います。

記

行 事（ 共 催 ） 名 称					
利 用 日 時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	から	分まで（ 時間 分）	
利 用 予 定 人 員	未就学児（男 人・女 人・計 人） 小中学生（男 人・女 人・計 人） 高校生以上（男 人・女 人・計 人）	合 計			人
共 催 ・ 後 援 者		入場料徴収	有料・無料	円	
利 用 区 分	屋内・屋外	全 面 ・ 一 部 （	コース～	コース）	
利用器具名及び数量	品 名				
	数 量				
※ 利 用 料	利用料	円	超過料金	円	計 円
※ 利 用 料 の 減 免 理 由	曾於市民プール施設の管理に関する条例施行規則第8条第1項号に該当				
※ 許 可	第	号	（	年 月 日）	
そ の 他 参 考 事 項					

（注） ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

曾於市民プール利用許可書

申請者 住 所 _____
団体名 _____
責任者 _____ 様
電 話 (—) _____

下記のとおりプールの利用を許可します。

年 月 日 曾於市長 印

記

行 事 (共 催) 名 称						
利 用 日 時	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで (時間 分)
利 用 予 定 人 員	未就学児 (男	人・女	人・計	人)	合	
	小中学生 (男	人・女	人・計	人)	計	
	高校生以上 (男	人・女	人・計	人)		人
共 催 ・ 後 援 者				入場料徴収	有料・無料	円
利 用 区 分	屋内・屋外	全 面 ・ 一 部 (コース ～ コース)				
利用器具名及び数量	品 名					
	数 量					
※ 利 用 料	利用料	円	超過料金	円	計	円
※ 利 用 料 の 減 免 理 由	曾於市民プール施設の管理に関する条例施行規則第8条第1項号に該当					
※ 許 可	第 号 (年 月 日)					
そ の 他 参 考 事 項						
利用者の守るべき事項 1 利用許可以外の設備・備品を利用しないこと。 2 所定の場所以外で、火気を利用しないこと。 3 所定の場所以外で、飲食、喫煙をしないこと。 4 利用後は、清掃及び整理整頓に努めること。 5 その他係員の指示に従うこと。						

様式第3号（第5条関係）
曾於市民プール利用許可変更・取消申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
責任者 _____ ㊟
電 話(—)

下記のとおりプール利用許可事項を(変更・取消)したいので、許可くださるよう申請します。

記

変更・取消しの理由					
変 更 ・ 取 消 日 時	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで(時間 分)
変更・取消利用区分	屋内・屋外	全 面 ・ 一 部 (コース～ コース)			
変 更 ・ 取 消 利 用 器 具 名 及 び 数 量	品 名				
	数 量				
※ 利 用 料	延長追加額 円			還付額 円	
※ 許 可	第 号 (年 月 日)				
そ の 他 参 考 事 項					

(注) ※印欄は、記入しないこと。許可書を添えて提出すること。

様式第4号（第5条関係）

曾於市民プール利用許可変更・取消許可書

年 月 日

申請者 住 所 _____

団体名 _____

責任者 _____ 様

電 話(—)

下記のとおりプール利用許可事項の(変更・取消し)を許可します。

年 月 日 曾於市長 

記

変更・取消しの理由					
変 更 ・ 取 消 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで(時間 分)				
変更・取消利用区分	屋内・屋外	全 面 ・ 一 部 (コース～ コース)			
変 更 ・ 取 消 利用器具 名 及 び 数 量	品 名				
	数 量				
利 用 料	延長追加額 円			還付額 円	
許 可	第 号 (年 月 日)				
そ の 他 参 考 事 項					

様式第5号（第6条関係）
曾於市民プール利用料減免申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
責任者 ⑩ _____
電 話(—) _____

下記のとおりプール利用料を(減額・免除)して下さるよう申請します。

記

行 事 (共 催) 名 称					
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで(時間 分)				
利 用 予 定 人 員	未就学児 (男 人・女 人・計 人) 小中学生 (男 人・女 人・計 人) 高校生以上(男 人・女 人・計 人)			合 計	人
共 催 ・ 後 援 者			入場料徴収	有料・無料 円	
利 用 区 分	屋内・屋外 全 面 ・ 一 部 (コース～ コース)				
利用器具名及び数量	品 名				
	数 量				
減 免 申 請 理 由					
※ 減 額 ・ 免 除 等 の 額	正規の利用料	減 額 ・ 免 除 額		減額・免除後の額	
	円	円		円	
※ 利 用 料 の 減 免 理 由	曾於市民プール施設の管理に関する条例施行規則第8条第1項 号に該当				
そ の 他 参 考 事 項					

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)